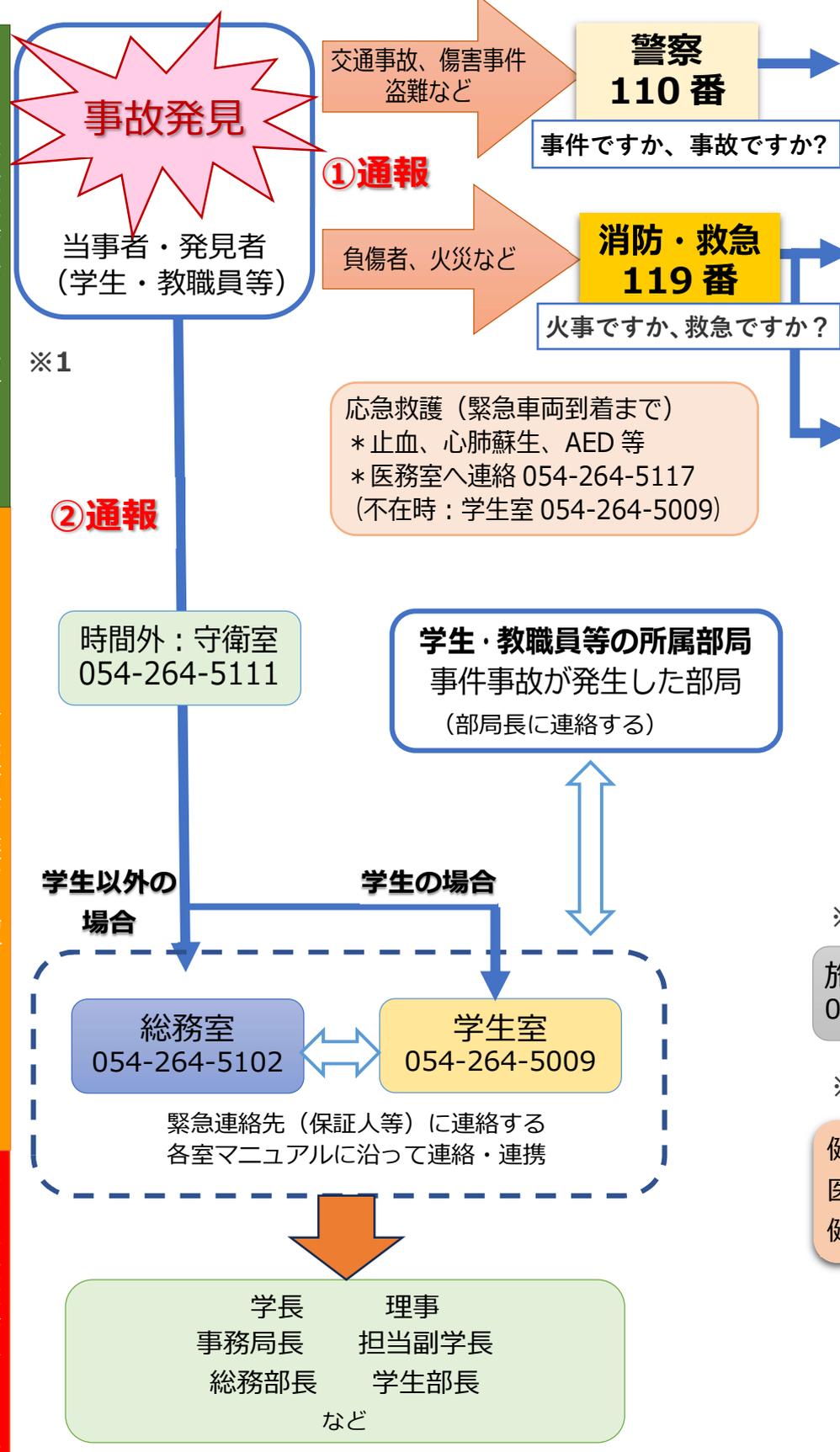


事故・救急・火事等の通報マニュアル

事件事故が発生した場合

緊急車両が入構する場合

重大な事件事故が発生した場合



「交通事故です」
 「場所は、静岡市駿河区谷田 52-1 静岡県立大学前の道路上です」
 「事故による負傷者が〇人います」
 「私は車を運転していた 静岡県立大学所属の〇〇です。」…

「救急です」
 「場所は、静岡市駿河区谷田 52-1 静岡県立大学〇〇棟の〇階です」
 「負傷者が〇人います」
 「私は静岡県立大学所属の 〇〇です。」…

「火事です」
 「静岡市駿河区谷田 52-1 静岡県立大学〇〇棟の〇階から出火です」
 「出火原因は、実験中の事故によるものと考えられます」
 「初期消火をしましたが、消火できず逃げ遅れたものが、〇階建ての屋上で救助を待っています」
 「私は静岡県立大学所属の 〇〇です。」…

※2
施設室
 054-264-5105

※3
健康支援センター
 医務室 054-264-5117
 健康増進室 054-264-5200

- ※1. 当事者・発見者（学生・教職員等）及び守衛室は速やかに消防署・警察署に通報し緊急車両の学内入構に対応する。また、必要に応じて、緊急車両到着まで応急救護にあたる。
- ※2. 建物の火災や倒壊など、施設の破壊にかかる事件・事故の場合は、施設室に連絡する
- ※3. 学生・教職員の健康に係ることで、重篤な被害があった場合は、学生室・総務室から、健康支援センターに報告する。